

林 災 防 栃 発 第 1 1 5 号  
令 和 5 年 1 2 月 2 6 日

会員事業場 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

支部長 東 泉 清 寿

(公印省略)

### 林業労働災害防止対策の徹底について

日頃より、林業労働災害防止活動の推進につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県の林業における労働災害は、令和5年11月末現在において19件と前年比3件減少しておりますが、12月以降相次いで3件連続発生している状況にあり、幸いに死亡災害には至っていないものの一步間違えば死亡災害につながりかねない重篤災害も発生している状況にあることや、林業経験年数5年以下が3件となっていることから、林業経営体に対し、今般、栃木県環境森林部林業木材産業課長から別添「林業労働災害防止対策の徹底について」(令和5(2023)年12月25日付け林木産第546号)により、取組の一層の強化要請があったところです。

つきましては、これから作業条件が一段と厳しくなる冬山作業の時期を迎え、これ以上の労働災害を起こさないためにも、会員事業場におかれましては、高年齢労働者と新規就業者の適切な作業方法の再教育を含め、作業前ミーティングや安全点検パトロール、安全衛生会議等におけるリスクアセスメントやKY活動等安全管理活動の取組を一層強化するとともに、下記事項を速やかに実施されますよう要請いたします。

なお、先に通知しました「林業年末年始無災害運動期間中の取組」の再徹底の確認と併せ、冬山作業における労働災害防止対策を図られるよう重ねてお願い申し上げます。

#### 記

- ① チェーンソーによる伐木作業の安全な作業方法の徹底
- ② かかり木の処理作業における安全な作業方法の徹底
- ③ 車両系木材伐出機械の安全教育の実施と安全対策の徹底
- ④ 指差し呼称及び作業者間の合図・確認の徹底
- ⑤ 簡易リスクアセスメントの定着と自主的な安全衛生活動の活性化
- ⑥ KY(危険予知)活動を活用した各種作業における労働災害防止対策の徹底
- ⑦ 事業主等による年末年始安全点検パトロールの実施
- ⑧ 高年齢労働者と新規就業者の教育の徹底と効果的な安全衛生教育の実施
- ⑨ 積雪、凍結等における足元確認と足場確保の励行
- ⑩ 労働災害発生時の連絡体制の確認と迅速な情報提供の確立(休日を含む。)

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1

TEL 028-652-2153

担当：大貫、齊藤



林木産第 546 号  
令和 5 (2023) 年 12 月 25 日

栃木県森林組合連合会代表理事会長  
栃木県木材業協同組合連合会理事長  
林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部支部長  
(公社) とちぎ環境・みどり推進機構理事長

様

栃木県環境森林部林業木材産業課長

林業労働災害防止対策の徹底について (通知)

林業労働災害の防止につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、県内林業経営体においては、労働災害防止に向けた取組に御尽力いただいているところですが、11 月以降相次いで労働災害が発生している状況です。

現在本格的な伐採作業時期を迎えていることから、労働安全規程等の再確認、防護衣等着用の徹底、作業前のリスクアセスメントの実施、危険予知活動、作業後のヒヤリハット報告、通信環境の確認などの取組を一層強化するよう、経営体への御指導をお願いいたします。

記

※ 労働災害発生事例 (令和 5 年 11 月以降に発生した労働災害速報から抜粋)

No.	年代・性別	作業種別	災害の概要
	経験年数	使用機械	
1	50 代・男性	伐倒	【状況】チェーンソーで伐倒中、伐倒木とスギ枯損木とがつるがらみをしており、伐倒作業者がそれに気付かず伐倒したため、伐倒木が倒れる際に、枯損木も同時に倒れ、伐倒作業者に激突し肋骨及び顔面を骨折した。 【原因】つるがらみ等がないか伐倒前の上方確認が不十分であったため。
	1 年未満	チェーンソー	
2	30 代・男性	搬出	【状況】フォワーダに搬出材を積み込んだ状態で、下り勾配をバックで下がる際、荷台の丸太で後ろが見えないため、身を乗り出してグラブバックホウの前に停車しようとしたが、服がレバーに触れ曲がりだしたため、慌てて戻そうとしたため車体が法面に接近、右足が後方に引きずられ、右足股関節を後方脱臼、骨折した 【原因】フォワーダの走行時に身を乗り出す等の無理な姿勢で操作を行ったため。
	5 年	フォワーダ	
3	40 代・男性	—	【状況】作業道上部の斜面から作業道へ飛び降りた際に右足首を捻り、右足関節内果を骨折した (飛び降りた高さは 1.5m)。 【原因】飛び降りずに迂回する等の措置をとらなかったため。
	8 年	—	
4	40 代・男性	伐倒	【状況】支障木の枝葉等の残材置き場を確保するため、チェーンソーでヒノキ林内の灌木を伐っていたところ、つまずいて左手を地面につき、右手で持っていたチェーンソーが左手に当たったことで、左手中指の指先を爪の生え際から切創及び同指の骨折をした。 【原因】灌木処理を刈払機ではなくチェーンソーを使用し無理な姿勢で作業を行ったため。
	5 年	チェーンソー	

生産力強化担当 岡山  
TEL 028-623-3273  
FAX 028-623-3278

